

第八回国会 厚生委員会 議事録 第三号

昭和二十五年七月二十二日(土曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 寺島 隆太郎君
理事青柳 一郎君 理事大石 武一君
理事金子與重郎君

堀川 恭平君 松井 豊吉君
丸山 直友君 亘 四郎君
柳原 三郎君 赤松 勇君
堤 ツルヨ君 荻田アサノ君
松谷天光光君

出席政府委員

厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生技官 三木 行治君
(公衆衛生局長)
厚生技官 東 龍太郎君
(事務局長)

委員外の出席者

厚生事務官(医務局長) 河野 鎮雄君
厚生事務官(社会局物資課長) 能崎 正夫君
厚生技官(公衆衛生局長) 石橋 卯吉君
厚生技官(環境衛生部長) 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君

七月二十二日
委員福田昌子君辞任につき、その補欠として赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十日

外地引揚齒科医師免許に関する請願(池見茂隆君紹介)(第六六号)
大津援護館改築に関する請願(吉武恵市君紹介)(第六七号)

第一類第八号

厚生委員会議録第三号

昭和二十五年七月二十一日

佐世保九十九島等を国立公園に指定促進の請願(川野芳満君紹介)(第九号)

薬事法改正に関する請願(池田正之輔君外二名紹介)(第一〇〇号)
の審査を本委員会に付託された。

同日

国民健康保険国庫補助の陳情書(浦和市埼玉県議会議長染谷清四郎)(第六号)

生活保護事務職員費全額国庫負担の陳情書(大津市近畿各市協議会長大津市長佐治誠吉)(第二一号)

覚せい剤の製造並びに販売禁止に関する陳情書(松山市愛媛県児童福祉審議会委員長多田不二)(第二九号)

戦没者の遺族援護に関する陳情書(京都市上京区智恵光院通り財団法人京都府遺族会長中川源一郎)(第五九号)

災害救助法による救助費全額国庫負担の陳情書(奈良市奈良県議会議長辻本政律)(第七二号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
公衆衛生に関する件
医療制度に関する件

○寺島委員長 これより会議を開きます。
本日はまず災害救助法の一部を改正する法律案を議題とし、通告順により

質疑を許すことといたします。丸山委員。

○丸山委員 災害救助法の一部改正法律案でございますが、実はこの改正部分につきましては、大した質問はないわけですが、それに関連して、医療局長の東さんにお伺いします。

災害救助法の救助の中の医療の救助、三十二条であります。都道府県知事は、救助又はその応援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。この條項で大部分医療救助につきましては、日本赤十字社に委託するような形で行われるようになっております。その費用の支出その他のことが、どうもうまく参りませんのか、また相当大きな災害に關するその救助の準備態勢を整えるような資金の關係でございまして、現在の機構では、もし非常に大きな災害が起つた場合には、完全な救助が行われないのではないかという懸念を持つておるものが非常に多い。これらに對しての現在の実情、そういうことに關するお見通しを承ることができたら、たいへんけっこうであります。

○東政府委員 ただいま質問の問題は、医療並びにそれに関する財政的の裏づけというふうな問題のようでありますが、実は私はその具体的の問題についてお答えするだけの知識も材料も持っておりません。

○丸山委員 どなたかおわかりの方ございましょうか。

○熊崎説明員 日本赤十字社の災害救助法における活動のことにつきまして、厚生省の社会局の方でやつておりますので、説明員でございますから御答弁させていただきます。と思ひます。

日本赤十字社が災害救助活動といたしまして現在のところ行われておりますのは、第三十二條に「救助又はその応援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。」

「必要な事項」というふうになつております。これは現在の日赤の機構からいまして、厚生省では医療及び助産につきましても、各都道府県におきましてそれと委託契約を締結いたしまして、日本赤十字社にその事務を委託してあります。それで災害救助活動に従事しました日赤の活動に要しました費用につきましても、これは法律の第三十四條に、日本赤十字社が救助活動に要しました費用は、都道府県がこれを補償する、つまりそれに要した分だけ補償するということになつておりますので、日赤が出ましたときには、これは原則的には都道府県にそれに要した費用を要求することができるようになつておるわけでございます。今まで例を申し上げますと、二十三年度に起りました福井の大震災におきましては、日本赤十字が非常に大きな活動を行いましたわけですが、そのときに要しました看護班の派遣その他につきましては、福井県に日本赤十字社が

これを求償をする、こういう形で処理いたしております。

○丸山委員 実はその地方に支拂いを受けるというののために、日本赤十字社が災害救助の医療救助に関するいろいろな施設をする、準備をする。たとえば救護自動車をつくるとか、いろいろそういうことをやるに關して、資金というものが国家からもれないからということ、そういうことに關する熱意のあります支部もございまして、またない支部もあります。またある場所ではこういう事実がある。国立病院のような、つまり官立あるいは公立と申しますか、そういうような病院が救護班を出した場合には、それが救助に關しては赤十字社が委託を受けておるのだから、赤十字社の指揮命令下に入れたというふうなことを言われて、ちよつと困つたというふうな事実もあるのですが、その辺の關連性についてお考えがございまして。

○熊崎説明員 医療及び助産につきましまして、日本赤十字社に委託してありますことにつきましては、都道府県が日本赤十字社に對しまして、そのことにつきましても、救助活動を委託してありますわけでありまして、医療及び助産につきましても、全体的な活動といたしましては、都道府県の衛生部長の指揮下に日本赤十字社も入りますし、その他各病院その他の看護班も、この法律では災害救助隊というものを都道府県で持つておるわけですが、その災害救助隊の一員といたしまして、ほか

か何十万円とかいうものが参考になるわけでしょうが、その点をもう一ぺんお尋ねいたします。

○熊崎説明員 大体金額の点は、一応災害救助法を發動するかどうかということを含めまして、実際の救助活動に移りました場合に、どの程度費用がかかったかということが結果的に出て来るわけでございます。災害が起つたときに知事が判断する場合には、大体先ほど申し上げましたように二、三十軒あるいは五十軒も焼けたといった場合に、災害救助法を發動して罹災者の救助の万全を期さなければならぬというふうに判断いたしました場合に、救助法が發動になる。それで費用がどのくらいかかるかということにつきましては、結果的に出て参るものであります。それがまあ二、三十軒であります。とすれば、むしろ国庫補償の対象になるような応急活動はできないわけでございますが、しかし費用の点は結果的に出て来る、こういうことになつておるわけでありませう。

○寺島委員長 他に御質疑はございませんか。

それでは最後に政府にお聞きしたいのですが、第三次世界戦争というやうな問題が巷間うわさされております。これを現実の問題として論議するのはいかかと思ひますが、さやうな場合において、この法の適用等に関して、いかやうな解釈をとるか、それが第一点。

第二点は、そういう場合を顧慮し、もしくはそういう場合を存念いたしましての予算的措置、折衝等が内閣当局と立法者の間においては考えられなければならない問題だろふと思ひますが、さやう

な問題について、どの程度考慮されておるか、伺つておきたいと思ひます。

○平澤政府委員 ただいまは、その点については考へておりません。

○寺島委員長 それでは他に御質疑もないようでございますから、この際お諮りいたします。本法案の質疑に對しましては、これを打ち切りたいと思へますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺島委員長 御異議なしと認め、本法案の質疑を打ち切ります。

○寺島委員長 次に医療制度に関する問題を議題とし、本件に関連して、輸血問題についての御発言を求められておりますので、これを許します。亘委員。

○亘委員 私は輸血に関して、事務当局にお尋ねしたいのでございませう。第五国会におきまして、医師法及び歯科医師法の一部改正をやりました際「厚生大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に關し必要な指示をすることが出来る。」という一條があつたのでございませう。その條項の適用は、主として輸血の適正を期することといたしまして、第一に、輸血の用に供する血液の純潔を確保すること。第二に、血液を提供する者の健康を保護すること。第三に、給血あつせん業者の存在は不必要であるから、これをなくして、医師と血液の提供者を直結させること等であつたと承知しておるのであります。しかるに現在なおしは、輸血によつて性病等を感染

した事件を耳にしておるのであります。また給血者の多くが非常に貧困者であるとか、あるいは学生であること等にかかわりませう、給血あつせん業者の中には、給血者から不当に多額の手数料をとつておるものもあるということも聞いております。こうした輸血問題は、ひとり医学上の問題だけではなく、社会的にも重要な問題でありますので、この際給血者の健康診断、あるいは血液の検査の励行、また給血あつせん業者に対する監督等が、いかなる方法によつてなされておるかを、詳細に承りたいと思ひます。

○東政府委員 ただいま御質問になりました輸血の問題並びにこれに関連した医師法及び歯科医師法の改正は、亘委員の仰せになりました通りでございます。昭和二十四年五月十四日に法律第六十六号によりまして、医師法の第二十四條の二及び歯科医師法の第二十三條の二として制定せられたものであります。この規定に基きまして、厚生省といたしましては、医師及び歯科医師が輸血に關しまして準拠すべき事項の基準を告示として施行いたす予定であります。また当時もさやうの旨を厚生当局から御答弁をいたしておると存じます。従つてこの告示が出ておりました現在といたしましては、具体的にこれを取締るものはないともいえるわけでありませうが、この告示が今日まで遷延いたしております理由といたしましては、その告示の内容が相当専門技術的に見まして重要な、そしてまた困難な問題を含んでおりますので、各方面の専門家の意見を徴しまして、これを施行いたしましたも、そこに何らの間違ひのないやうなものにいたし

たいというので、その結論を出すのに予想以上の日時を要したのでございませう。

また一方、この輸血の問題につきましては、その重要性にかんがみまして、輸血対策委員会というものを——これは関係方面の示唆もございまして、まづこれは民間的と申しましたようか、官庁の委員会ではないのであります。日本赤十字社を中心としたしまして委員会ができておりました。そしてこの輸血対策委員会におきまして、厚生省が告示としていたします基準の内容について、十分審議をいたしております。不幸にして、ただいままで一応でき上りました案が、十分各方面、特にこの問題について専門の係官の納得を得るところまでに至りませんでした。そのために最後の段階になりました私どもの予想以上に遷延いたしましたやうな次第であります。このことはわれ／＼といたしましても関係方面の指示がごもつともな点がありまますので、その点を十分了解の行くやうにこれを改めるつもりで、寄り／＼協議いたしておるのであります。従つて以前にいたしましたやうな輸血取締り規則というものが、もはや失効いたしております。今日においては、現在の法律の中に掲げられてあります條文のみであつて、それを實際に具体的に医師に指示するものもございせんので、ただ各都道府県におきまして、今までのしきたりと申しますか、今までやつておりました取締りに準じて、これを取締つておるにすぎないやうな状況であります。このことは幸ひに最近昨年起りましたやうなきわめて深刻な不

幸な結果が起つていないのでありますけれども、しかしながらいつ重大なるあやまちがあるかもしれぬということに危懼いたしております。私もいたしましては、一日も早くこの基準を告示としていたしたい、さういうつもりでおるのであります。

なお全体の考え方といたしましては、いわゆる給血業者——言葉は不適当かもしれませうが、中間において血の売り買いをあつせんするやうな、さういふ機關を私どもは考へておりません。せめてすべて輸血の責任は、これを行ふ医師にあるという考え方からいたしまして、医師と給血者が直結するやうに、それ／＼の病院において給血者を常に用意しておくやうに、さういふ方針をもつて臨んでおる次第であります。但し現在さういふやうな業を行つておりますものを、その營業を禁止するといふやうな法的措置をとらうとは考へておりません。

○亘委員 大体ただいまの御説明によりまして、取扱上、現実の問題として非常に困難をされておることも想像するに難くないのであります。聞くところによりまして、すでにアメリカ等におきましてはブロード・バンク、血液銀行、あるいは金庫とも申しますか、さういふ機關がございましてその活用によりまして輸血の純潔が保たれ、また運用が適正に行われておる、かやうに聞き及んでおるのでございませうが、さうした形のものを、將來日本においてもすみやかにつくるやうに、政府として現在お考えになり、また何かそれらの点に對して御研究なさつておられますか、お伺ひいたします。

○東政府委員 ただいまお話の、かり

に血液金庫とでも申しますか、プロット・バンクとか、あるいはプロット・センターというようなことがアメリカにおいて非常に進歩いたしておりまして、そのために輸血が完全に、そしてまたいかなる辺鄙なところでも、その恩恵を受けられるということまでよくでき上つておると聞いております。実は先ほど申し上げました日本赤十字社を中心として設けた輸血対策委員会なるものの主たる使命は、この日本においてかような血液金庫を具体化するためには、いかなる方策によるべきかというところを考へるにあつたのであります。幸いにアメリカ赤十字社の方から、日本にプロット・センターをつくる場合には、精神的にはもちろんのこと、物質的にも、でき得る限りの援助を惜しまないという申出がありまして、これについて関係方面といろ／＼折衝いたしました結果、やはり日本においても、日本赤十字社にこれを置くことがよからうというので、日本赤十字社を輸血に関するい／＼な対策の中心機関ということにいたしましたのであります。すでに本年の当初でありましたか、アメリカ赤十字社の好意によつて、日本赤十字社から、輸血問題の研究者として、加藤勝治という東京医科大学の病院長がアメリカに派遣されまして、アメリカの血液金庫なるものの実態を調査いたして参りました。その報告等に基づきまして、日本においてつくるべき血液金庫の規模、設備等を一応つくり上げまして、その具体案がすでにでき上つたというのを聞いております。そうしてこの具体案は、アメリカの赤十字社に提出して、もしその承認が得られますならば、それに対し

てアメリカ赤十字社の方で、施設等の面において全部応援をしてくれるという話になつております。目下その日本の計画案は、ワシントンへの途中にあるのであります。従つてその結果によりまして、初めて日本のプロット・センターが、たつた一つではあります。が、日赤の中につくり上げられるということになると思ひます。そのために、日赤自体といたしまして、大体一億円内外の初年度予算を必要とするので、その準備をしなければならぬというやうなことも伺つておるのであります。おそろくこれは本年から来年にかけて、おそろく血液金庫がささやかながら東京にできると存じます。それができましてならば、それに準じまして各地方になるべく広く、なるべく多数に完全な血液金庫を設けるようにしたいと思ひます。厚生省といたしましては、直接これには何らの物質的な援助もいたしておりませんが、幸いに日赤がこれの主体になつておられますので、日赤のあと押しをして、できる限りすみやかに完全なものができ上りますよう、われ／＼としても協力を惜しまないつもりであります。

○松井(豊)委員 ちよつと関連して伺います。なか／＼本問題は重大であります。全国的に大きな弊害はありまして、表面化しないという事実もありまして、秘密に付しておる事実がずいぶん各所にあります。先刻の御答弁中に、輸血に対する取締りもしないが、禁止もしないという御答弁があつたのでございしますが、この程度で妥当であるかどうか、その点を伺ひたい。

○東政府委員 あるいは私の答弁が少

しくあいまいでありまして、誤解のおそれがあるかもしれませんが、禁止をしないと申しましたのは、現在あります営業として行つてゐるものに対して、これを禁止するといふやうな法的措置は講じない。もつと具体的に申しますれば、もし現在私ども並びに輸血対策委員会の考へておるやうな方向に進んで参りますならば、これらの業者といふものは、自然に存在の必要がなくなり、自然消滅を来すものであるというのを申し上げるつもりであつたのであります。また取締りの問題につきましては、これが人命に重大なる影響のあることでありますので、さうな危険をはらむやうな事柄につきましては、これは十分の取締りをしなければなりません。従つてこの輸血の問題につきましては、それ／＼輸血を行うべき医師が、十分それらのことは心得ておるべきはずであります。従つて事前の検査、あるいは事後の注意等につきましては、医師がその責任において、十分にあやまちのないやうに行うやうにという指導は、すでに医師会等をも通じていたしております。なおそれをはつきりと法的の根拠の上に立つた指示といたしますために、目下案をつ

○赤松委員 医療行政につきましては、私は全然しるうとでございします。しるうとの私が今日あえて福田君にかつて本委員会に出て参りました理由は、先般来社会党の国会対策委員会の決定に従ひまして、本会議において私は緊急質問をしようという手続をとつた次第であります。これは運営委員会において委員会付託になつた。従ひまして、緊急質問の手続をとりました関

係上、私今日委員会にお願いに上りました。その方面に非常に明り皆さん御協力を得まして、この問題は超党派的にしつかり対策をとつていただきたいと思ひまして、実はお願いがたがた上つたわけでありまして。

私の方の郷土新聞で新東海新聞というのがあります。現に私はここに持つておりますが、この新東海新聞が、二回にわたつたこの問題を取上げております。こういう地味な、しかもあまり問題にならない問題を、新聞社が、社会の報道機関として、公正な立場から取上げて、そして積極的にこれの改正の警鐘を鳴らしたということだと思ひます。この新聞の報道によりまして、名古屋では非常なセンセーションを巻き起しておるのであります。ただいふ東さんから、だん／＼／＼／＼という弊害はなくなつて来ているという御答弁もございしましたが、次のやうなことがこの新聞に現れております。これは新東海の記者が協会に出かけまして、そして給血者という形で実際に調査して参つたものでございします。従ひまして、新聞社といたしましては、十分に責任を負うと申しております。から、ここに載つております若干の点を御紹介申し上げまして、御参考に供したいと思ひるのであります。

この記者が訪問いたしましたのは、スペンダー協会のある家でございまして、Tという者がその記者になつておりますが、これは社会部の次長でございします。家並みの建て混んだ二軒続きのあばら家、看板もなく、出て来た五十歳前後のおやじは、出された名刺

に顔色をかえた。一昨年の夏から始め、会員は出入りが激しく、現在では四十名くらいで、世帯持ちが多い、と、始終不安そうに落ちつかない。会費は、と聞くと、あわてて首を振る。そうしてその際に、おれたちは税金を拂つていない商売だ、新聞記者に用はない、帰れ、と、大男二人がすごいけんまくで押し出したというので、今度は慎重を期して、記者がかわりまして、アルバイト学生になつて行くと、六十歳前後の片目のつぶれた気味の悪い男が現われて来て、だれの紹介だと根掘り葉掘り戸籍調査を始めた。先日新聞記者が来やがつた、と、じろりとらんで質問に答へる。どれくらいになるかといつたら百グラム六、七円だ、こちらへ拂う手数料はその中の三割だ。そのとき奥の部屋から三割もとらぬと大声でむすこらしい四十歳くらいの男が現われた。見るからにたくましい、上から下までじろ／＼／＼／＼／＼、どうしてですかと聞くと、あんだでは給血はできない、二、三百グラムとるだけでぶつ倒れてしまふといつて押し倒そうとした。しかしこれよりほかに金を得る道がないからといつて食ひ下ると、同情したのか態度がかわつて、そうしてまあ三割でもつてこで契約した。こういう形になつておるわけでありまして。

それから東さんに特に重要視していただかなくてはならぬのは、給血者といふのは、いろ／＼GHQの方では議論があると思ひます。血を流るゝことそれ自身が、いいか悪いかという問題がある。私もこのことは議論の余地があると思う。これはやはり道義上の問題でありまして、こういうことがやれる

のではない。これは重大な社会問題でありまして、むしろ政府や国会の責任である。血を売って生計を立てなければならぬということは、お互いにすみやかにやめなくてはならぬ。私はそういうことを考えておるのであります。いずれにしましても、血を売らなければ生活ができない。このスペンダー協会へ行く者は——私は労働組合の方へ関係しておりますが、労働組合の諸君、それから公務員の中でお給金が安いために血を売って生計を立てる者、それから遺家族の人たちもたくさん行く。現在名古屋にはこういう血を売って生活しておる人が四百五十人あると聞いております。それでこの事態はあなたも御承知でしょうが、日赤の外科部長の田代さんが新聞にこう言っておられる。現在の手数料は高過ぎる、一割以下にすべきだ、また協会はずぶのしろうとで運営しているが、当然血液銀行のような組織にして、専門家に経営させるべきだ。全血輸血は梅毒、マラリアの感染する危険性が多分にある、乾燥血漿にすればそんなことはほとんどなくなるだろうと言つて、さらにもう一つ田代さんは、血液銀行とは言い得ないまでも、これに似た事業は血清製造所あたりでやつて来ていたのであるが、これが中断されてしまつておる。乾燥血漿製造機が爆撃でやられて、その補充がつかない上に、資金が流かなかつたからである。当病院には——日赤でございますが、現在二台の乾燥血漿製造機があり、協会を利用するよりはと思つて、昨年の夏あたりから運転を計画しているのだが、何分にも金がない。これを動かすには

五、六百万円は必要だ、本格的な血液銀行を設立するならば、乾燥血漿だけでは不十分で、どうしても全血輸血が必要だから、こうした設備の面から、また給血者の生活保護の面から、相当の資金が必要とされるだろうが、果たりに中心となつてぜひとも実現してもらいたい。お医者さんの方はこわいといふこともここに言つておられます。それから血を提供した給血者の意見も載り、また名大の戸田という外科の方の御意見も載つておりますが、とにかく公的責任ある血液銀行組織の実現が望ましい。信用しなければならぬから、やむを得ず信用しているが、確かにこれは危険だ、特に緊急のときはほとんど換血をしないので、非常に危険である。医者としてはまったく良心の呵責にたえないといふことを新聞で言つておられるのであります。先ほど亘君から三点について御質問がございました。私の聞こうとすることも実はこの三点に要約されるわけであります。ただその中ではなほ遺憾なことは、営業としての協会を法的に禁止する意思は当局にないという御答弁でありました。その対策としては、日赤を中心とした対策委員会、日赤に何らかのそういう給血機関を設けて、それをセンターにすれば、だん／＼地方にも広がつて行くだろうから、やがて協会はなくなるだろう。東京に於けるのは今年あるいは来春になるだろうというお話でございましたが、事態はそんな状態にないのであります。東京にできて行けば、自然に地方にできて行くだろうというような考え方は、非常に進歩的な東さんの御意見としては、私どうかと思ひます。こういうのは

なほだしいもぐり業者というのが現在存在しております。お互いわれ／＼でも、われ／＼の子供でも、いつ何とき不測の事態が起るかもしれない。そういう場合に、検査をしない血をどんどん輸血されるということになればたいへんである。ことに輸血をする方の側は、遺家族とか勤労者という方が非常に多いといふ。従ひまして、もう少し積極的に、たとえば、一方においては輸血金庫をつくつて行く、同時に、他面においてはこのようなもぐり業者を断固として取締る、こういう監督権を強く発動していただかなければ、これはゆゆしい社会問題である、こういうふうにかえるのでございます。営業と申しましても、三割も手数料をとる、その上四、五十人の会員をもつてこれで生活をしておるといふことは、これこそ文字通り生血を吸うブローカーでございます。この新聞記事にも「生血のブローカー」といふ見出しで報道しておるのであります。さらにこちらには「せせら笑う生血のボス」といふふうな報道しておるのであります。こういう問題は、もう少し積極的にやつていただきたい。

それから今、アメリカの赤十字の援助で、こういうような機関が日本にできるといふことは、はなはだ望ましいことでもあります。けれども、一方積極的にこういう面の取締りを行つていただきたいが、それに関しましてどのようにお考えになつてゐるか、厚生省のお考えをこの際伺ひしておきたいと思ひます。

○東政府委員 ただいまの新聞記事に基いてのお話を伺ひましたが、それを伺つておりました、おそれるそれは事実であらうと存じます。そうして現在日本にある血液あつせん業者なるものの最も悪いものの典型が、それであると存じます。しかしながら全部のあつせん業者がその程度のものであるとは、私も考えておりませんが、不幸にしてそういうのが各地にあることは、これも事実であります。それが今のような、血を供給する人にも、あるいはまたその血を受ける者にも大きな害悪を流しておることは、否定のできない事実であります。これの対策として、そういうものがあるのを見て見ぬふりをしておるのは、はなはだ手ぬるい、そういうものはすばりとやめさせてしまつて、りつばな血を求めさせるようにしたらどうかという御注意、ごもつともであります。私もこの考えておりますのは、今のようないわゆる生血を吸つたり売つたりするような業者のかかりに、同じような血液の供給のあつせんを申しますか、そういうものを、さしあたり責任のある、また技術のある病院に移しかえたい、それが当面のねらいであります。今御希望になり、またわれ／＼も期待をいたしております血液金庫がフルに活躍いたすまでには、まだその間に何箇月かの空虛があるものであります。その間を満たすために、今のようない仕事は病院においてそれをやるべきである。つまり病院があつせんをやるという方向に進めて行きたい。そうしますれば、今のようには検査をしないでやるといふことは、およそ想像もできないことであります。病院でありますれば、必ず十分な身体検査をし、安全な血液であるからこそそれをリストに載せる、そうして十分の注意のもとに使うといふの

で、病院にそういうふうな機関、機能を持たせたい、持たすように指示はしておるのであります。

それから乾燥血漿の問題であります。これはたとい血液金庫ができて、生の血液を十分に得られるといひしましても、非常な辺鄙なところまで、今のような血を随時供給することについては、なか／＼困難であります。従つて乾燥血漿は血液金庫のいかにかわからず、十分にりつばなものをつくる必要があります。ただこれは技術上非常に高度の技術を要するものとみえまして、いい乾燥血漿といふものが、なかなかあらはできないのであります。これにつきましても、東京都その他地方でも乾燥血漿をつくつておるところがございますが、漸次器械等を整備いたしまして、いい血漿ができてつづきます。これは血液金庫と並行いたしまして、各地において乾燥血漿のつくられますように——この方は輸送に耐えますから、いいものが東京でできれば、これを遠方まで送ることも可能であります。私もといたしましては血液金庫の計画を進めて参りますと同時に、乾燥血漿の製造をやはり奨励いたしたいと存じております。すでに信頼すべき技術を持った製薬会社等においても、乾燥血漿の製造に乗り出しておるといふことも聞いておりますので、この方面もますます進めて参りたいと存じております。ただ、今のようにはなほ毒を流すおそれのある業者を、このまま放置しておくといふふうには感ぜられますことは、私も私として、はなはだ遺憾であります。現在のところそういうもぐり業者をどうすることもできませんので、事実そういう

うふうな問題のありましたことによつて、これを押えるというよりはかに手がないのではないかと存じます。

○赤松委員 東京、京都では県條例によつて、何かそういう方面の監督をやつておるようですね。愛知県ではまだその條例はできておりません。そこで私、今はたいへんけつこうだと思ひますが、ただ病院へ移行する時期の問題です。この際もう一歩進めて、條例のないような地方、特にあなたが今おつしやつたようなひとと思はれる地方に對しましては、これは急速に省令か何かで、そういうものの營業は禁止できないまでも、ほとんど不可能にするような手を打つて、そして日赤や官立の病院にそういう業務を代行させるようなことを、至急におやりになる必要があるのではないかと、この点についてはどうお考えでございましょうか。

○東政府委員 法律の改正と、それに伴う厚生省の告示の内容につきまして、当時東京都とも密接に連絡いたしました、東京都におきましては、その内容とほとんど同一のものを東京都條例として出すという準備を進めたのでありますが、やはり私どもの告示が遅れましたと同じような理由によつて、私は東京都條例は出なかつたと記憶いたしておりますが、私のそのときの考へは、東京都がその條例を出したならば、その他の府県はおそらくこれに右ならえするであらう、また右ならえさせますように、衛生部長會議その他地方庁の會議等を通じて、東京都條例をつまみ模範にしてやつてもらいたいということまで積極的に行うと思つておつたのであります。あいに

く東京都條例がちよつと行き悩みになつたものでありますから、その手も打てないでおりますが、なお今回かような御質問も衆議院の厚生委員会でございますので、私どももいたしましては、この告示を急ぎますと同時に、もう一度東京都の關係者とも相談いたしまして、もしも今でもこの東京都條例が可能であるという見通しがつきましたならば、すみやかにそういうふうな條例に基く取締りというものも進められますように努力いたしたいと存じます。

○赤松委員 第一点は、対策委員會の構成だとか機能、そういうものにつきましてもちよつと伺ひたい。それからもう一つは、これは給血者側の立場も実は代表しておるわけですが、今こいうふうな公的な報道機関、しかも責任ある記者たちが探訪しまして、こいうふうな記載をされて、すでに社會的には一つの問題として出されておる以上、しかもこれが国会において取上げられるということは、すでに新聞も報道しておりますので、さしあたりそういういひどい地方に對しましては、厚生省として何らかの積極的な対策をひとつ立てていただきたい。この二点について医務局長の御見解はどうでございましょうか。

○東政府委員 第一点の輸血対策委員會の構成、機能でございますが、ただいま輸血対策委員會の委員となつております方々は、日本赤十字社の社長、それから医務課長と申しますが、そういうふうな職責上なつておる委員、また厚生省から医務局長、あるいは東京都の衛生局長、東京都の血漿の方をやつております宮本課長、それから日

本醫師會を代表いたしました醫師會の會長、東京都の醫師會の會長、それから専門家といたしまして東京大学の血清学の緒方教授、皮膚科の石川教授、外科の福田教授、それから国立東京第一病院の栗山副院長、慶応大学の産婦人科の安藤教授、先ほど名前をあげました東京医科大学の付屬病院長で、特にこのためにアメリカに参りました加藤博士、それから聖路加病院の院長であります橋本博士、それから日本赤十字社の中央病院の院長、これが私の子弟であります。目下その具体案を持つてアメリカへの途中にあるわけであります。そういうふうな専門家はかりになつております。その機能と申しますか、やりますことは、おもな目的が血液金庫の設立ということでありますが、同時に今のような告示案の内容について専門的な意見を伺つて——行政的な機能を持つた委員會でありませんが、むしろ専門家としての技術家の委員會といふふうな御承知を願ひたい。

○赤松委員 告示はいつごろになりましょうか。

○東政府委員 ちよつと具体的に何箇月ということとは、關係方面との折衝があるものでありますから、申し上げかねますが、しかし取急いで進めることにいたします。それから各地方に對しての問題は、今のようによい御指示もありましたから、特に愛知県等に對しましては、ただいまのような具体的な事実をあげまして、そうしてすでに法律として醫師法、歯科醫師法の中に改正を行つたのは、輸血の問題を当面の目標としてやつたのです。従つてこの問題については、取締りを嚴重にやるようにという指示をいたします。

○松谷委員 ちよつと関連して……。ただいま医務局長のお話になつたのも、私は一つの方法だと思ひます。先ほどから伺つておられますと、医務局長のお言葉の中に、法的措置はとれないということを非常に強調されておるやうに伺ひましたが、先ほどの御説明の中で、大抵病院にこれを取扱わせる。赤松委員の御質問の中にも出ておりますけれども、取扱わせることによつて、そういう惡徳業者を抹殺して行くのだというお考えのようでございますけれども、これは今までの例から見ても、かりに病院で扱うようになれば、その病院の予算というものがすくなくからんで参ると思うのであります。この惡徳業者がはびこつて参りますのは、先ほど赤松委員から御説明のように、困窮者たちの集まるところをねらつて惡徳業者のはびこつて来る原因が出て来るのではないと思ひます。それから、そういう価格の問題がまたそこに出て参りまして、かりに病院が正式に扱うようになりまして、もうぐりの業者といふものは根を絶たないと思ひます。そのまま放置いたして法的措置をとらない場合には、必ずそこには惡徳業者の跋扈が出て来ると私は思ひます。そういうものに對して法的措置をとるといふことを、何か恐れておられるような立場があるのではないかと、いふようなことが、どうも考えられるのであります。今日、児童福祉法の中にあります。今日、児童福祉法の中には、はつきりとした法的措置がとられては、いかかわらず、この血の問題も、やはり人身売買と同じやうに、あるいは考へ方によりましては、それ以上に罪惡と申してよろしい種類のものでは

ないかと思ひます。先ほどのお話から見ましても、三割もの高い手数料をとるといふ、まさに人食ひ的な事業——事業といへない商売に對しまして、そういう惡徳のものに對して、なぜ法的措置がとれなかつたのでしょうか。もちろん先ほどのお話のように、全部の業者がそうでないことは、私も十分存じております。しかしそこに法的措置ができました。決して善良なる業者に對して、取締りは何ら影響するものではないのでございまして、悪徳業者に對してのみ法的措置は、私当然なされてしかるべきだと思ひます。その点についての当局のお考えと、なお法的措置は全然おとりになるおつもりはないのかどうか、伺ひたいと思ひます。私はぜひ法的措置をとつていただきたいといふことを、むしろ要求したいのであります。

○東政府委員 私が法的措置をとらないといふことを、非常に強く申したやうな印象を與えたのでありますが、別に法的措置をとることを恐れるとか遠慮するといふ理由があるわけではございません。これは問題の考へ方でありまして、私は、人身売買の場合と違つて、この輸血の問題は、やはり醫師といふものがその主体にならなければならぬ。醫師が十分なる責任を持つて、そして十分なる検査を行つて輸血するといふぐあいに、醫師がもつと積極的にこの問題に關與をいたしますならば、今のようないんちキ輸血業者といふものは、自然になくなるはずである。私はそれらの者の行ひました結果の害惡については、これを憎むことは人一倍憎みたいと思ひます。ただしかしながら、それだからといつ

て、業者をいじめるのみで、医師の方のやるべき仕事を今まで通りにしておるといふのでは、私はなほ片手落ちだと思ひますので、厚生省の者の立場といたしましては、医師の方で十分なる注意を持つてやつて行くことに重点を置きたい。もちろん地方の條例等の中に、もしもそういうふうなものを禁止するような條項が含まれるものでありますれば、私はそれに反対するものではございません、もしもそういう措置が簡単にとられ得ますならば、とつていただければなおかつこうだと存じます。ただ私の立場といたしまして、それと今までのいろいろないきさつの間からして、これに対して、ただちに法的措置をとることがきわめて困難であるといふことの結果であるのであります、積極的に法的措置をとらない方がよいといふふうな意味では毛頭ございません。

○寺島委員長 次に公衆衛生に関する件を議題といたします。本件に関連して、狂犬病予防問題について発言を求められておりますので、これを許します。亘委員。

○亘委員 私は、狂犬病につきまして、公衆衛生局長の方からお答えをいただきたいと思ひます。けさほど手元にいただきました厚生省の「広報だより」によりますと、狂犬病の発生が最近非常に多くなつておる、そうして死亡者の率もたいへん多くなつておる。本年は狂犬病の発生が例年よりも非常に多いように考えられるのであります、この狂犬病が発生いたしますために、子供その他が非常に恐怖を感じておるのであります。この際、厚生省

といたしまして、狂犬病の発生状況並びにこれに対する予防対策について、政府はいかなるお考えを持つておるか、詳細に承りたいと思ひます。

○石橋説明員 お答えいたします。狂犬病の発生状況から申し上げますが、昭和四年から大体過去二十年間ばかりの間、わが国での狂犬病の発生は、一番最高が昭和十八年の七百三十三頭、昭和四年の七百七十二頭で、あとは毎年三十ないしは四十頭くらいの百以下の数字で、少いときには一頭というふうな年もあるたのであります、一昨年は六百四十一頭でありましたが、昨年は六百四十四頭と増加いたしました、本年は七月八日までの集計で五百五十七頭発生しておるのであります。この犬によつてかまれたものが今年には千百六十二名で、その中に狂犬病を発生いたしました死亡した者が三十名あるのでございます。公衆衛生の行き渡つておるかどうかといふことを、私もは天然痘の発生と狂犬病の発生ではかりまして、狂犬病の発生を防遏できませんでしたことを、公衆衛生の一つの勝利のようによつておつたのであります、昨年、今年に至ります発生については、きわめて遺憾に思つておるのであります。

この原因を考えてみますと、一に犬の頭数が急激に増加しまして、今私どもの計算では、全国の頭数を九十六万頭と推しておるのでありますけれども、実際に推して多い数であると思つておるのであります。大体届けられた犬、あるいはこちらで認めることができなした犬が九十六万頭となつておるのであります。そこでこの狂犬病の予防に對しましては、第一に犬を移動

することを制限すると同時に、予防注射を全部の犬に行ひ、徘徊している犬はこれを抑留いたしまして、必ず予防注射、予防接種をし、飼主が参りますれば、飼主に渡し、それでないものは処分をしております。もつぱら昨今は放し飼いに對して、きわめて嚴格なる処置をとりまして、放し飼いをいたしております飼主に対しては、一万円以下の罰金を科するという府県條例を制定するやうな方向に向いており、これは警察庁、法務府とも話合ひまして、なるだけこれを勵行していただきたい。一罰百戒の意味においてもいいから、府県はそういうふうな飼主に対して告発をしますから、よろしく取扱つてくれといふ話合ひをつけてまして、この点についても嚴重に放し飼いを防止しております。本年度の発生状況では、五月の百五十三頭を最大にしまして、六月は百二十七頭、七月は漸次下る方向にはありますけれども、まだ予断を許さないものであります。

この狂犬病撲滅対策の根幹になりまします法的根拠は、ただいまは家畜伝染病予防法で実施しておるのであります。が、家畜伝染病予防法は、御承知の通り馬、牛等、經濟動物を中心とした法律であります、犬、ねこのごときい

わゆる愛玩動物に對する法律がありませんので、内容は國庫補助等が非常に多額に支出し得るやうなことになるのでありますけれども、實際の予算の折衝におきましては、狂犬病予防のための支出は、現在の國家財政状態では困難であるので、非常に少額の支出のみでたゞいまやつております。

申し遅れましたけれども、狂犬病の発生地区は關東地区だけであります、

て、關西地区、東北地区は全然と云つていいほど、ないのであります。數週間に前に大阪に一頭だけ発生いたしました、とにかく西は靜岡以西はない。それから北も福島から北方は発生を見ないといふやうな、關東地方だけに限られました流行でありまして、その点は防遏の地区が狭いだけに始末はいいのでありますけれども、野犬の頭数の多いことと、また飼主等の協力があま

りましてお答えをいたしたいと思ひます。

○松谷委員 それで大体了承いたしました。この不良カン詰という言葉を聞くだけでも、私もすぐに連想するのは赤痢でございます。御当局の御熱意で、不良品の発生と同時に、さつそく監視員の活動で、予防に努められるという御努力は、十分に承知いたしますけれども、何分数の多いことでございますので、それだけでよくてい私どもは安心してゆだねておくことはできないのであります。ひとつ何らかの方法で、この不良カン詰を——もちろん製造の場合の個々一つ一つの具体的な問題、一つ一つの具体的な品について、不良なものが出て参りますことも、当然考えられたいと思いますけれども、常識として、一つのメーカー、そうして同じ月につくり、同じ材料でつくられたカン詰というものは、おそらくその危険性が多分にあると思われまが、そのような商標あるいは製造所を、そういうカン詰が一箇でも発生した場合に、新聞その他の報道を通してまして、全主婦が、一目でこのカン詰が不良に近いのだというような、何か認識が得られるような方法を、御当局としては国民の間にとつていただきたい。昔はよく回覧板などがございましたが、あるいはその他の方法で出ておりましたが、今はそうした具体的なあれがありません。何か新聞紙上などを通じ、あるいは保健所に掲示なさるとか、そういう方法をとつていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○三木政府委員 カン詰等の、大量に

製造いたしましたので、全国的に行き渡るものにつきましては、国の検査をやつております。そうしてそれらの合格品につきましても、商標を張つてあるものでございまして、その商標のあるものにつきましても、安心して御信用くださつてもいいというような措置を講じておる次第でございます。ただこのたびの問題になりました製品は、三年以前のものであつて、食品衛生法施行以前のものでございまして、その売出し手続等につきましても、適当でなかつたといふこととあわせて、これが安心であるとか、不安心であるとかいふような証票が貼付してないのであります。今後あるいはこの食品衛生法施行以後に出て参りましたものにつきましても、ただいま申し上げましたような国家検定の方法によりまして、証票が貼付してございしますので、御指摘になりましたような、主婦の目安は十分つくと思ひます。

○松谷委員 ただいまの御説明の、三年前のものでございす品の鑑定というものは、どういふところでしたか、何かそういう予備知識はございすでしょうか。

○三木政府委員 これは放出する公団と食品衛生側との連絡が、実は適当でなかつたということが原因でございまして、もし三年前のものにつきましても、これを市販にいたします場合におきましては、一箱から一つずつというようにとりまして検査をするわけでありまして、そして腐蝕しておりますとか、あるいは膨脹カン詰というような、多少とも怪しいものにつきましても、検査施設におきまして検査することによりまして安心できるという場合にのみ売り

出すのが正当な方法なんでございす。が、このたびはかような連絡が不十分であつたという点、そういうわけでこゝういふことに相なつたのでございす。

○松谷委員 そういたしますと、現在出まわつておりますものは、一応不良品は取除かれておるものと承してよろしうございすでしょうか。

○三木政府委員 不良品は取除かないで市場に出たわけでございます。もし不良品がある場合には、保健所の証明で不良であるという証明があれば、そのものについては金を返すといふこと、急速に処理するために、非常に簡便な方法で売り出しになつた。このために大体こゝういふことが起きたのであります。そういうふうになつたのであります。市場に売り出される場合には、食品衛生当局としては一々検査をする、こゝういふ実情でございす。

○松谷委員 ただいままで質問させていただきました不良カン詰、これを原因といたしました赤痢の発生した事実が、御当局の御調査でございすでしょうか。

○三木政府委員 ございせん。

○松谷委員 この赤痢発生患者の資料から拜見いたしますと、終戦以来ますます予防衛生が非常に叫ばれて、国民全般も予防衛生の点は、非常に熱意を持つて来たと思はれておつたにもかかわらず、昭和二十三年、昭和二十四年、昭和二十五年と、この表で比較いたしますと、昭和二十五年の患者数が一番多いといふやうな、理想と現実のギャップが出ております。この数が昭和二十五年が最も多いという、これは一体どこに原因がございすかと、衛生

生局長はお考えになりますか。

○三木政府委員 お手元の表でございす。ただいまのように、今年、二十五年と昨年同様に比較いたしますと、本年の方が著しく伝染病患者が多いのでございす。これは一に赤痢に由来するものと申すべきでございまして、別の表を見ますと、今年度の赤痢患者は九千名でございす。七月一日現在であります。昨年同様に比較いたしますと三倍になつておる。このうち集団発生と見られるものは、お手元に差上げました赤痢集団多発発生状況という表でございす。これはどうしてこゝういふふう

に伝染病患者がふえ、その原因が赤痢の多発であり、赤痢多発の原因は何であるかといふことであります。私も、私どももいたしましては、本年の赤痢患者は比較的健康患者が多いのでございす。といふやうなわけで届出が十分でない。また御存じのサルファ剤による療法が相当に行われておるのであります。そのために下痢でありますとか、あるいは血便といふやうな赤痢病状は、すみやかに解決いたしますけれども、しかも赤痢菌を排泄するといふやうな状態でありまして、これらが感

染源になつておるのだらうといふこと、それから第二番目には、食糧事情が好転いたしましたために、外食あるいは会食の機会が多くなつた。そのために食品衛生、個人衛生等が適當でない、不十分であるといふやうなことが原因であろうと考えられるのであります。ともあれこの赤痢といふものは、

結局人糞が直接間接何らかの形で人の口に入つたといふことから流行いたしますので、これが対策といたしましては、口に入らないように遮断するといふことが、対策のおもなるものに相なつておるわけでございます。お尋ねはその原因でございす。少しよければいいやうな過ぎまして……

○松谷委員 他にいろいろ伺いたいことがございす。今日は委員長のお手元にいろいろ件数が多数ありのやうに伺いますので、次の機会に関連して伺うことにさせていただきます。こゝういふことの原因の一つとして、しるうと療法のサルファ剤の濫用といふお言葉があつたわけでありす。御承知のようにサルファ剤は現在薬店に於いては、医師の証明がなければ販売できないことに相なつておるはずであります。それがしるうにたやすく手に入り、そうしてそれが流行して、しかもこれが赤痢を流行させた原因だといふことの御説明がたいまつたのであります。これはどうしてしるうとがサルファ剤をたやすく手に入れるのであります。これをお取締りになるお考えがあるかどうかといふことをお伺いしたいのであります。

○三木政府委員 サルファ剤がたやすく手に入るかどうかといふ点につきましては、私も責任を持つて、サルファ剤がたやすく手に入るのだといふことを申し上げておるのではないのであります。どうもそうらしいと考えられるのであります。これがために医師の指示または処方箋がなければ販売してはならないといふ薬事法による取締

りがあるとともに、各都道府県におきましても、一層の取締りをやるように通牒を発しておるような次第でございます。

○寺島委員長　ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○寺島委員長　速記を始めてください。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつて御通知申し上げます。

午後零時二十六分散会

昭和二十五年八月七日印刷

昭和二十五年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所